

第2回村山市総合計画策定審議会意見への対応方針

No.	ページ (骨子案)	ページ (計画案)	意見の要旨 ※ページ数は骨子案	対応方針
1	4、13 4、27 8、85	36 51、52 113	<p>基本施策間で具体的施策の重複が複数見受けられるため、整理してもらいたい。</p> <p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 ページ「移住・定住者への経済的支援」、13 ページ「移住者への多様な支援」 ・4 ページ「空き家・空き地を活用した住宅支援」、27 ページ「空き家・空き地を活かした住環境の整備」 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を踏まえ、骨子案全般について総点検を行い、重複箇所を整理しました。 【該当基本施策】 ・1-1-6 「移住交流の促進」 ・1-3-3 「河西・北部エリアの地域素材を活かした環境づくり」 (以上、指摘箇所の整理) ・(旧) 4-4-1 「安心して良好な生活環境を大切にするまちづくり」 →傘下の具体的施策「快適で潤いのある水環境の保全」が 1-1-4 「良質な上下水道サービスの提供」傘下の具体的施策と重複しており、前者を削除。 また、これに伴い、(旧) 4-4-1 「安心して良好な生活環境を大切にする」と(旧) 4-4-3 「地球環境保全に積極的に取り組むまちづくり」を統合して 4-4-1 「環境負荷の少ない、良好な環境が保たれたまちづくり」を新設。
2	26、27 57、58	84	<p>冬期間でも利用できる総合的な多目的屋内運動施設の整備に取り組んでももらいたい。建設的な文言を盛り込んでほしい。整備されれば、河西地区のにぎわい創出につながる。</p>	<p>現時点で新たなスポーツ施設の整備予定はなく、後期基本計画期間内においては、老朽化が著しい施設の今後の在り方の検討や今後策定する個別施設計画に基づく既存施設の適切な管理・運営に取り組む方針です。</p>
3	27	51	<p>具体的施策「クアハウス基点を核としたアクティビティーエリアの設定」について、旧浴場の利活用も重要になってくるのではないか。</p>	<p>旧浴場については、子どもの遊び場としての利活用を検討した経緯がありますが、方針は定まっていません。</p> <p>現在、市保有施設の総量管理と最適化を図るため、公共施設の統廃合や複合化の検討を進めており、その中で具体的に検討してまいります。</p>
4	43、44	69	<p>大倉地域での蕎麦プロジェクト（首都圏の学生らが耕作放棄地の開墾からそば菓子の販売までの実施）のような取組が大切になる。市には積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>具体的施策「グリーンツーリズムの推進」にアグリランドむらやま事業の展開を盛り込んでおり、交流人口の拡大と関係人口の創出に向けて取り組んでまいります。</p>

5	46 48 52 66	71 73 77	<p>・「市歴史文化基本構想と連携した歴史文化活用」の表現が見受けられるが、連携ではなく取り入れるべきものとする。</p> <p>・また、基本構想の担当課（生涯学習課）のみではなく、歴史文化が地域に根差したものとなるよう、関係課が共同で取組を進めてほしい。</p>	<p>・御意見を踏まえ、「連携した」の表現を用いた箇所を修正します。</p> <p>・歴史文化基本構想の推進として、今年度、まちづくり協議会に対して別枠の地域活動費を交付し、史跡などを巡るまち歩きに取り組みでもらったところです。今後も、地域の歴史文化活動への支援を継続するとともに、あわせて、具体的な事業展開も検討してまいります。</p>
6	55、56	81	<p>・ブルガリア新体操ナショナルチームのメンバーから宿泊部屋へのシャワー設置の要望を受けたことがある。インバウンド対策を進める上では、様々な角度からの検討が必要であるとする。</p>	<p>具体的施策「民間宿泊施設の充実」では、ゲストハウス等の民泊の開発支援や楯岡高校跡地利活用によるゲストハウス設置に取り組むこととしており、特に後者については、外国人の生活スタイルにも配慮しながら検討を進めてまいります。</p>
7	70	96	<p>具体的施策「権利擁護の推進」にある「成年後見センター」の実施主体と実施範囲を確認したい。</p>	<p>実施主体は本市、実施範囲は本市市民とし、村山市社会福祉協議会への委託により実施するものとして考えております。</p>
8	72	99	<p>具体的施策「高齢者相談窓口の充実」について、通所型サービスBの開設とあるが、実現は相当困難ではないか。（社会福祉協議会で）モデル事業を実施しているが、Bまでには至らないのではないかとというのが現場の認識。</p>	<p>通所型サービスBの開設に向け、要綱や概要の案を作成し、モデル地区や検討地区と協議しています。困難理由を明確にするとともに、実施困難な内容にならないよう、各地区の意見を集約し、運用しやすいよう要綱や概要を整理し、開設実現に向けて協議していく方針です。</p>
9	74	101	<p>具体的施策「在宅医療と介護の連携の推進」にある「北村山第一医療介護連携センター」について、骨子案の概要には、「在宅医療と介護サービスを一体的に提供する取組」とあるが、退院後に介護施設に入所する際の連携を上手く図ることが同センターの役割であるとの認識。この点どうか。</p>	<p>介護保険法第に基づき、実施する在宅医療・介護連携推進事業に関し必要な事項を「村山市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱」に定めています。</p> <p>要綱では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護事業者等の関係者間の連携を推進することを目的としているところです。</p>

10	-	9	<p>政府では、地方自治体が各種計画作成を行う上で、「SDGs」要素を最大限反映することを奨励している。SDGs の最終目標は2030年度であり、次期総合計画では時期が遅く、後期計画に SDGs の要素を盛り込んでもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、後期計画の序論（第2章第1節）で市政を取り巻く社会潮流と検討課題で取り扱うことといたします。</p>
11	35 ほか	60	<p>骨子案では「IT」の要素が多く見受けられるが、若年層にとり、もはやITは当たり前の存在であるため、具体的施策「新分野進出支援」の名称は再考の余地があると考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的施策の名称を再考し、「新分野進出支援」から「次世代イノベーション創出支援」に変更しました。</p>